

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

平成三十年四月六日付け埼玉県告示第三百八十二号で告示した狭山都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司